

鳥取県告示第278号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第15条第1項の規定により、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の指定を受けたものとみなされた事業者を次のとおり告示する。

平成24年4月10日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事務所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地
社会福祉法人養和会	米子市上後藤八丁目9-23	エポック翼	米子市米原1460-7
有限会社ケアサービス米子	米子市両三柳267	ケアサービス米子相談支援事業所	米子市両三柳267
社会福祉法人祥和会	西伯郡南部町福成3293	サポートセンターなごみ	西伯郡南部町福成1013-21
特定非営利活動法人いんくるサポート	西伯郡伯耆町福岡2100-1	障がい者支援センターいんくる	西伯郡伯耆町福岡2100-1
社会福祉法人もみの木福祉会	米子市富益町4660	支援センターのぞみ	米子市夜見町3001-1
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	障害者生活支援センターさかいみなど	境港市外江町3413-3
社会福祉法人あしーど	米子市道笑町二丁目126	障害者生活支援センターすてっぷ	米子市道笑町二丁目126-4
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	障害者生活支援センターまちくら	米子市西倉吉町83-3
社会福祉法人遊歩	米子市彦名町2850-1	相談支援事業所われもこう	米子市彦名町2850-1
有限会社新生ケアサービス	米子市吉岡65-4	有限会社新生ケアサービス	米子市吉岡65-4